

議案第 26 号

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町介護保険条例（平成 12 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町介護保険条例の一部を改正する条例

木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 134,500円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 148,600円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 162,800円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 169,900円

第9条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,200円」を「20,100円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,200円」を「20,100円」に、「35,400円」を「34,300円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,200円」を「20,100円」に、「49,500円」を「48,400円」に改める。

第11条第3項中「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「同条第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。